

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

府 省 庁 名 金 融 庁

No	5	
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	生命保険料控除の対象契約の拡大（少額短期保険業者と締結した保険契約を追加）	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 現在、保険会社、農業協同組合等と一定の保険契約について契約し、保険料等を支払った場合には、支払保険料等の額に応じて、最高3万5千円までの保険料控除制度が設けられている。ただし、少額短期保険業者と締結した保険契約は対象となっていない。 ・ 特例措置の内容 生命保険料控除の対象契約に少額短期保険業者と締結した保険契約を加えること。 	
〔関係条文〕	〔 所得税法第76条 地方税法第34条、第314条の2 〕	
要望理由	<p>保険契約者にとっては、少額短期保険業者と締結した保険契約についても、保険会社と締結した保険契約と同様に、将来の生活保障に必要な額について社会保障と併せて検討し、加入するものであることから、保険加入の重要性に優劣はない。</p> <p>免許制度と登録制度という違いこそあれ、少額短期保険業者についても、保険業法に基づき、保険会社と同様、内閣総理大臣の適切な監督を受ける保険事業者であることから、生命保険料控除の取り扱いについても特段の差異を設ける必要はないと考える。</p>	
減収見込額	（初年度） 515（－）	（平年度） 515（－） （単位：百万円）
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 なし ・ 融資、補助金その他 なし
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 国税においても同様の措置を要望 ・ 融資、補助金その他 なし
過去の要望経緯	平成18年度税制改正要望より同様の要望を行っている。	
本要望に対応する縮減案	なし	